

別表 1

ア. 都道府県が行う事業

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営事業	a 「看護師養成所 2 年課程(通信制)」導入促進事業 専任教員等配置経費 1 か所当たり 12,255,000円	「看護師養成所 2 年課程(通信制)」の設置準備に必要な次に掲げる経費 専任教員等配置経費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。) (2) 添削指導員経費 ア 添削指導員給与費 イ 添削指導員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記添削指導員経費のうちア及びイに該当するものとする。) (3) 事務職員経費 ア 事務職員給与費 イ 委託料(上記事務職員給与費とする。) (注) 専任教員とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和 26 年文部・厚生省令第 1 号)第 2 条第 4 号、第 3 条第 4 号、第 4 条第 2 項第 4 号、第 5 条第 4 号に規定する保健師若しくは助産師又は看護師の資格を有する専任教員をいう。 以下同じ。

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営事業	b 看護師養成所修業年限延長促進事業 専任教員配置経費1か所当たり 3,316,000円	看護師養成所の修業年限延長に伴う準備に必要な次に掲げる経費 専任教員配置経費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費 ウ 委託料（上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。）

イ. 都道府県が補助する事業

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営事業	<p>a 看護師等養成所運営事業 次に掲げる課程ごとの基準額A及び基準額Bの合計額</p> <p>1 保健師養成所 (1) 基準額A 次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表13に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 8,284,000円</p> <p>イ 総定員が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに 2,211,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり12,800円を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>2 助産師養成所 (1年間で教育を行うもの) (1) 基準額A 次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表13に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 8,284,000円</p> <p>イ 総定員が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに 2,211,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり141,800円を乗じて得た額</p>	<p>看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 教員経費 (1) 専任教員給与費 (2) 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 (3) 添削指導員給与費 (4) 部外講師謝金 (5) 委託料(上記教員経費のうち(1)～(4)に該当するものとする。)</p> <p>2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料(上記専任事務職員給与費とする。)</p> <p>3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費(消耗器材に要する経費) (3) 委託料(上記生徒経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。)</p> <p>4 実習施設謝金 (1) 報償費(実習施設謝金) (2) 委託料(上記報償費とする。)</p> <p>5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費 (1) 実習体制支援経費(賃金、需用費(燃料費、消耗品費、修繕費)、役務費(保険料、手数料)、備品購入費(単価30万円未満の備品に限る。)使用料及び賃借料</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
		<p>(2) 基準額B 次のア、イ及びウの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円 ウ 助産師学生実践能力向上事業実施施設1か所当たり 4,510,000円</p> <p>(2年間で教育を行うもの) (1) 基準額A 次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表13に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 4,142,000円 イ 総定員が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに 1,105,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 268,000円 エ 生徒数に1人当たり141,800円を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B 次のア、イ及びウの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円 ウ 助産師学生実践能力向上事業実施施設1か所当たり 4,510,000円</p>	<p>(2) 看護職員養成確保促進経費(旅費、需用費(印刷製本費、食糧費(会議費))、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料 (3) 委託料(上記へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。)</p> <p>6 新任看護教員研修事業実施経費 部外講師謝金、部外講師旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、備品購入費</p> <p>7 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費 部外講師謝金、部外講師旅費、代替教員雇上経費</p> <p>8 助産師学生実践能力向上事業実施経費 部外講師謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、備品購入費、使用料及び賃借料</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策等補助金	看護師等養成確保対策等補助事業	<p>3 看護師(3年課程)養成所 (全日制)</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの合計額に別表13に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 16,178,000円</p> <p>イ 統合カリキュラム実施施設 6,633,000円</p> <p>ウ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 2,211,000円</p> <p>エ 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p> <p>オ 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて得た額</p> <p>カ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>(全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制)</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表13に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 12,134,000円</p> <p>イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,658,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて得た額</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
		<p>オ ヘき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>4 看護師(2年課程)養成所 (全日制) (1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表13に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 13,337,000円 イ 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 2,211,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 エ 生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額 オ ヘき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円</p> <p>(2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策等補助金	看護師等養成所運営事業	<p>(定時制)</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表13に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 10,002,000円</p> <p>イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,658,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額</p> <p>オ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>(通信制)</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表13に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 16,638,000円</p> <p>イ 総定員が500人を超える養成所において専任教員分として定員100人増すごとに 2,211,000円</p> <p>ウ 総定員が500人を超える養成所において添削指導員分として定員100人増すごとに 1,628,000円</p> <p>エ 事務職員分として 536,000円</p> <p>オ 生徒数に1人当たり3,500円を乗じて得た額</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
		<p>(2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>5 准看護師養成所 (1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表13に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 8,080,000円 イ 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 2,211,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 エ 生徒数に1人当たり13,100円を乗じて得た額 オ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 973,000円</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>(注) 1 生徒数は、当該年度の4月15日現在における人員又は学生の定員のいずれか少ない方とする。 2 事務職員は、1学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に2人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医 療 関 係 者 養 成 確 保 対 策 費 等 補 助 金	看 護 師 等 養 成 所 運 営 事 業	<p>3 へき地等の地域は次のとおりとする。</p> <p>(1) へき地等の地域</p> <p>人口5万人未満（ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年5月26日法律第59号）」に基づき、当該市町村の合併が平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く9年度について、当該市町村の合併が平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く7年度について、当該市町村の合併が平成21年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度については、なお従前の例による。）の市町村であつて、次に掲げる地域とその区域内に有する市町村の区域に所在するもの。</p> <p>ア 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する地域</p> <p>イ 離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域</p> <p>ウ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地</p> <p>エ 山村振興法第7条第1項の規定により振興山村として指定された山村</p> <p>(2) 看護職員不足地域</p> <p>一般病院の看護職員数が3：1未満の二次医療圏</p> <p>4 新任看護教員研修事業、看護教員養成講習会参加促進事業及び助産師学生実践能力向上事業は次のとおりとする。</p> <p>(1) 新任看護教員研修事業</p> <p>「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づく新任看護教員研修事業</p> <p>(2) 看護教員養成講習会参加促進事業</p> <p>「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づく看護教員養成講習会参加促進事業</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営業	<p>(3) 助産師学生実践能力向上事業 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づく助産師学生実践能力向上事業</p> <p>b 「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進事業</p> <p>専任教員等配置経費1か所当たり 12,255,000円</p>	<p>「看護師養成所2年課程(通信制)」の設置準備に必要な次に掲げる経費</p> <p>専任教員等配置経費</p> <p>(1) 教員経費</p> <p>ア 専任教員給与費</p> <p>イ 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>ウ 委託料(上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。)</p> <p>(2) 添削指導員経費</p> <p>ア 添削指導員給与費</p> <p>イ 添削指導員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>ウ 委託料(上記添削指導員経費のうちア及びイに該当するものとする。)</p> <p>(3) 事務職員経費</p> <p>ア 事務職員給与費</p> <p>イ 委託料(上記事務職員給与費とする。)</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策等補助金	看護師等養成所運営業	<p>c 助産師養成所開校促進事業</p> <p>専任教員配置経費1か所当たり 3,316,000円</p> <p>d 看護師養成所修業年限延長促進事業</p> <p>専任教員配置経費1か所当たり 3,316,000円</p>	<p>助産師養成所の開校準備に必要な次に掲げる経費</p> <p>専任教員配置経費</p> <p>(1) 教員経費</p> <p>ア 専任教員給与費</p> <p>イ 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>ウ 委託料(上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。)</p> <p>看護師養成所の修業年限延長に伴う準備に必要な次に掲げる経費</p> <p>専任教員配置経費</p> <p>(1) 教員経費</p> <p>ア 専任教員給与費</p> <p>イ 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>ウ 委託料(上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。)</p>

別表 2

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	中央ナースセンター事業 (人件費)	9,580千円	中央ナースセンター事業に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、賃金
	中央ナースセンター事業 (運営事業費)	104,452千円	中央ナースセンター事業に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費(会議費))、役務費(通信運搬費、広告料、手数料、雑役務費)、使用料及び賃借料、委託料

別表 3

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	看護職員確保対策特別事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、謝金、旅費(外国旅費を含む。)、消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、通信運搬費、保険料、広告料、雑役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

別表4

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	看護職員資質向上推進事業	看護職員専門分野研修 1人あたり 105千円	看護職員専門分野研修の実施に必要な次に掲げる経費 謝金、旅費、消耗品費

別表5

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	プログラム責任者養成講習会事業	11,226千円	プログラム責任者養成講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）、備品購入費

別表 6

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	歯科医師臨床研修指導医講習会事業	I プログラム責任者講習会 3,689千円	プログラム責任者講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）、備品購入費
		II 歯科医師臨床研修指導医一般講習会 1,645千円	歯科医師臨床研修指導医一般講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）、備品購入費

別表 7

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	医導療者関等係養職成種講習会施設業指	I 歯科技工士 889千円	医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）、備品購入費
		II 歯科衛生士 3,303千円	

別表 8

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	専門医制度推進支援事業	40,316千円	専門医制度推進支援事業を行うために必要な経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、外国旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料

別表 9

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	薬剤師生涯教育推進事業	21,150千円	薬剤師生涯教育推進事業を行うために必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（会議費、印刷製本費）、通信運搬費、使用料及び賃借料（会場借料）

別表10

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	専門薬剤師研修事業	91,507千円	専門薬剤師研修事業を行うために必要な経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料

別表11

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨床研修費等補助金	臨床研修事業（教育指導経費）	<p>I 医師</p> <p>◎ 基幹型臨床研修病院（大学病院を含む。）が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医の人数、事業日数は含めないこと。</p> <p>1 指導医経費 （1）指導医経費 ア 1種地域及び2種地域 （67,000円／月額）×研修医延人数 イ 3種地域 （56,000円／月額）×研修医延人数 ウ 4種地域 （51,000円／月額）×研修医延人数 エ 5種地域 （45,000円／月額）×研修医延人数</p>	<p>臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 研修管理委員会等経費 報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）</p> <p>2 プログラム責任者人件費（プログラム管理に係るもの）</p> <p>3 賃金（指導医及びプログラム責任者の補助者雇上経費）</p> <p>4 役務費（通信運搬費）</p> <p>5 指導医、プログラム責任者（研修医指導分）にかかる謝金、人件費、手当</p> <p>6 研修に必要な備品、医療機器（患者に使用するものを除く）、庁用器具（視聴覚教育機器）、図書（医学用図書雑誌）等購入費</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 事 業 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	<p>ただし、都道府県知事により、二次又は三次救急病院に認定されている病院については、上記月額単価に2,000円を加算して得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 賃金 (17,000円/月額) × 研修医延人数</p> <p>2 剖検経費 (1 学年平均研修医数) 大学病院にあっては、 (40,000円/年額) × 研修医数 臨床研修病院にあっては、 (95,000円/年額) × 研修医数 ただし、上記基準額に「補助対象となる病院等における研修医延人数/病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。</p> <p>3 プログラム責任者等経費 (1 学年平均研修医数) (ア) 研修医 1 人 911,000円/年額 (イ) 研修医 2～19人 1,366,000円/年額 (ウ) 研修医 20人～ 2,733,000円/年額 (エ) 研修医の募集定員が20人以上で、将来小児科医又は産科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラムを設けた病院 2,943,000円/年額</p> <p>4 研修管理委員会等経費 次に掲げる (1) 及び (2) の合計額 (1) 研修管理委員会 257,000円/年額 (2) 地域医療対策協議会等連絡調整 地域医療の研修を行う施設の選定や医師派遣等を行う際に、地域医療対策協議会や臨床研修施設等と調整のための会議を行う病院 85,000円 × 実施回数 ただし、実施回数の上限は2回を限度とする。</p> <p>5 へき地診療所等研修支援経費 (10,000円/日額) × 事業延日数</p> <p>6 医師不足地域宿日直研修事業経費 1 種又は 2 種地域に所在する病院又は診療所</p>	<p>7 需用費 医薬材料費 (医学研究材料費)、印刷製本費、消耗品費</p> <p>8 プログラム責任者養成講習会修了者及び臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に参加するために必要な次に掲げる経費 旅費、需用費 (図書購入費、教材等材料費、消耗品費)</p> <p>9 剖検経費 大学病院にあっては、消耗品費 臨床研修病院にあっては、謝金、旅費、消耗品費</p> <p>10 へき地診療所等の研修経費 旅費</p> <p>11 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費 指導医等の手当 (事業日数1日当たり当直医師1名分の手当に限る。)</p> <p>12 指導医養成講習会の開催に必要な次に掲げる経費 報償費 (謝金)、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、食料費 (会議費))、役務費 (通信運搬費) (ただし、1 種又は 2 種地域に所在する基幹型病院において、指導医養成講習会を開催する場合に限る。)</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 ） 経 費	<p>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</p> <p>◎ 協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医の人数、事業日数は含めないこと。</p> <p>1 指導医経費 (1) 指導医経費 ア 1種地域及び2種地域 (67,000円/月額) × 研修医延人数 イ 3種地域 (56,000円/月額) × 研修医延人数 ウ 4種地域 (51,000円/月額) × 研修医延人数 エ 5種地域 (45,000円/月額) × 研修医延人数 ただし、都道府県知事により、二次又は三次救急病院に認定されている病院については、上記月額単価に2,000円を加算して得た額を月額単価とする。 (2) 賃金 (17,000円/月額) × 研修医延人数</p> <p>2 剖検経費(1学年平均研修医数) 大学病院にあつては、 (40,000円/年額) × 研修医数 臨床研修病院にあつては、 (95,000円/年額) × 研修医数 ただし、上記基準額に「補助対象となる病院等における研修医延人数/病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。</p>	<p>臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 役務費(通信運搬費)</p> <p>2 指導医にかかる謝金、人件費、手当</p> <p>3 研修に必要な備品、医療機器(患者に使用するものを除く)、庁用器具(視聴覚教育機器)、図書(医学用図書雑誌)等購入</p> <p>4 需用費 医薬材料費(医学研究材料費)、印刷製本費、消耗品費</p> <p>5 臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な次に掲げる経費 旅費、需用費(図書購入費、教材等材料費、消耗品費)</p> <p>6 剖検経費 大学病院にあつては、消耗品費 臨床研修病院にあつては、謝金、旅費、消耗品費</p> <p>7 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費 指導医等の手当(事業日数1日当たり当直医師1名分の手当に限る。)</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ） 及 び 臨 床 研 修 支 援 事 業 （ 臨 床 研 修 支 援 経 費 ）	II 歯科医師 ◎ 単独型又は管理型臨床研修施設（大学病院を含む。） 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数、事業実施研修歯科医数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含めないこと。 また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。	1 指導歯科医経費 (57,000円/月額) × 研修歯科医延人数 2 プログラム責任者経費 次に掲げる(1)及び(2)の合計額 (1) 基本業務 ア 研修歯科医1～19人 979,000円/年額 イ 研修歯科医20人～ 1,958,000円/年額 (2) 目標達成管理 厚生労働大臣が必要と認めた額 3 研修管理委員会経費 337,000円/年額 4 へき地診療所研修支援経費 (27,000円/年額) × 事業実施研修歯科医数 5 研修歯科医物件費 (4,000円/月額) × 研修歯科医延人数 6 臨床研修支援経費 (4,000円/日額) × 支援対象延日数(支援対象者1名につき年52日を限度とする。) + 489,000円/年額(進路(就職)セミナーを開催する場合に限る。)	歯科医師臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費 1 研修管理委員会経費 報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費) 2 プログラム責任者人件費 (プログラム管理に係るもの) 3 役務費(通信運搬費) 4 指導歯科医、プログラム責任者(研修歯科医指導分)に係る謝金、人件費、手当 5 需用費 医薬材料費(歯科医学研究材料費)、印刷製本費、消耗品費、光熱水費 6 プログラム責任者及び指導歯科医が臨床研修施設群内の施設へ出張するための経費、及びより高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な経費で、次に掲げるもの 旅費、需用費(図書購入費、教材等材料費、消耗品費) 7 へき地診療所の研修経費 旅費 8 臨床研修支援事業に必要な経費で、次に掲げるもの 報償費(謝金)、旅費、人件費、手当、需用費(教材等材料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨床 研修 費 等 補 助 金	臨床 研修 事業 （ 教育 指導 経 費 ） 及 び 臨 床 研 修 支 援 事 業 （ 及 び 臨 床 研 修 支 援 経 費 ）	<p>◎ 協力型臨床研修施設が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含めないこと。 また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。</p> <p>1 指導歯科医経費 (57,000円/月額) × 研修歯科医延人数</p> <p>2 研修歯科医物件費 (4,000円/月額) × 研修歯科医延人数</p> <p>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</p>	<p>歯科医師臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 役務費（通信運搬費）</p> <p>2 指導歯科医にかかる謝金、人件費、手当</p> <p>3 需用費 医薬材料費（歯科医学研究材料費）、印刷製本費、消耗品費、光熱水費</p> <p>4 指導歯科医が臨床研修施設群内の施設へ出張するための経費、及びより高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な経費で、次に掲げるもの 旅費、需用費（図書購入費、教材等材料費、消耗品費）</p>

別表 1 2

都 及 び 県 名	調 整 率

別表 1 3

看護師等養成所の定員数	調 整 率
定員181人以上	0.92
定員161人以上180人以下	0.94
定員121人以上160人以下	1.00
定員 81人以上120人以下	1.02
定員80人以下	1.04

